

！重要！

設備更新実施にあたっての注意事項（必読）

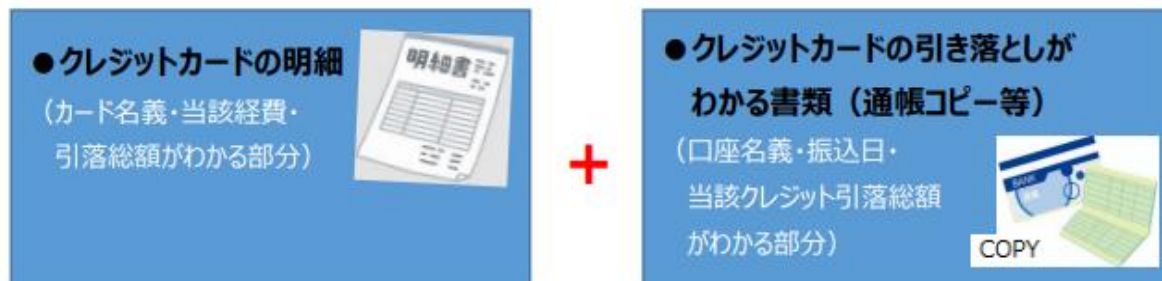
●電子決済やクレジットカードでの支払いを希望される方は以下の点にご注意ください。

決済日が令和9年3月12日(金)以前であっても、

申請者の口座から令和9年3月12日(金)までに引き落としがされなければ**助成対象外**となります。

※支払者の名義が申請者(法人であれば法人口座)と一致している必要があります。(法人代表者の個人口座等は不可)

クレジットカードで支払いの場合、下記2点をご提出下さい。(参照:下記図)



ポイントが付与された場合、その分の金額は対象経費から差し引かれます。

また、ポイントで支払った場合、ポイント支払い分は対象外経費となります。

●期日までにすべての手続きが完了しない場合(中止届のご提出が必要です)

交付決定後から令和9年3月12日(金)までに、契約・納品・施工・支払い等のすべての手続きを完了して下さい。

期日までに完了しない場合は、**対象外となり助成金は交付されません。**

その際は**区指定の中止届**を提出していただく必要があります。書式は区から別途送付いたしますので、

令和9年3月12日(金)までに速やかにご連絡願います。

前述した期日に関わらず、実施ができないと分かった段階で、速やかにご連絡ください。

●交付決定がおりた設備を変更せざるを得ない場合(中止届もしくは変更届のご提出が必要です)

交付決定後は、**原則として申請設備を変更することはできません。**

交付決定が出た設備と同一の設備が導入できなくなった場合は、**着手*する前に必ずご連絡・ご相談ください。**

(*着手とは、契約や発注依頼、申し込み等のことを指します。)

やむを得ない理由での変更の場合、**区指定の変更届**をご提出いただき、承認された場合のみ

交付決定した設備から変更することができます。書式は区から別途送付いたします。

なお、既存設備についての変更を受け付けることはできません。(例:冷蔵庫の更新から空調設備の更新に変更する等)

●問い合わせ先 品川区地域産業振興課 省エネルギー対策・業務改善設備更新担当 TEL:03-5498-6341